

観光地域づくり法人登録要件

- (1) 観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- (2) データ等の継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- (3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーションの実施
- (4) 法人格の取得、最終的な責任者の明確化、CMO・CFOの確保
- (5) 安定的な運営資金の確保

観光地域づくり候補法人（候補DMO）の登録申請

- 地域において観光地域づくり法人の役割・機能を担おうとする法人が、「観光地域づくり法人形成・確立計画」を作成し、地方公共団体と連名で観光庁に提出
- 上記（1）ならびに（4）の一部を満たし、かつ、その他の要件を満たす見込みがあると認められれば、登録可能

観光地域づくり候補法人（候補DMO）

- 形成・確立計画は原則、観光庁HPで公表
- 少なくとも年1回、取組に関する自己点検を実施し、その結果を事業報告書にまとめ、観光庁に報告（毎事業年度の終了後4か月以内）
- 候補DMOに登録してから3年以内に登録DMOとしての登録を受ける必要がある

観光地域づくり法人（登録DMO）の登録申請

- 事業報告書、形成・確立計画、その他関連する資料の内容や個別のヒアリングに基づき、上記（1）～（5）のすべての要件を満たしているか確認
- ※ 上記資料の提出により、自動的に登録DMOとなる訳ではなく、登録DMOになるためには改めて申請が必要

観光地域づくり法人（登録DMO）

- 形成・確立計画は原則、観光庁HPで公表
- 少なくとも年1回、取組に関する自己点検を実施し、その結果を事業報告書にまとめ、観光庁に報告（毎事業年度の終了後4か月以内）
- 登録DMOは、登録DMOとしての登録を受けてから3年ごとに更新登録を行う必要がある
- ※ 候補DMOでなくとも、全ての登録要件を満たしていれば、直ちに登録DMOへの登録が可能